

新潟市立小針中学校いじめ防止基本方針

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策基本法」をもとに学校および学校教員の責務（第8条）から、いじめ防止基本方針を策定する。

本校では次の2点を基本方針の中心ととらえ、保護者・地域・関係機関と連携を図り、すべての生徒にとって「安心して安全な学校」「楽しい学校」となるよう全職員が全力で取り組むものとする。

- ① 「いじめ」を作らない学校風土の確立
- ② 「いじめ」の早期発見と迅速な対応

1 いじめ防止に向けた基本方針

(1) 基本理念

「いじめ」はどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権問題であることを強く意識する。「いじめ」を生まない人間関係の醸成に努めるとともに、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう、保護者・地域・関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

(2) いじめの禁止

生徒は学校の内外を問わず、決して「いじめ」を行ってはならない。また、「いじめ」を見逃してはならない。

～ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条） ～

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(3) 学校および教職員の責務

学校は、学校内外を問わず「いじめ」が行われることがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を見る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本方針

- ① 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒・教職員・保護者・地域が一丸となって全力でいじめ防止に努める。
- ② 学級・学年・部活動などが望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人ひとりの自己有用感や自己肯定感をはぐくむように努める。
- ③ 生徒の豊かな心をはぐくみ、自他を尊敬する精神を養うために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。

- ④ いじめ防止対策については、「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

(2) いじめに対する基本的な対策

① 「予防」に関すること

- ア コミュニケーションスキルトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング、SEL等の活動を取り入れ、良好な人間関係作りを支援する。
- イ 生徒会活動の学級紹介など生徒の自主的活動を支援し、自己有用感、自己肯定感を醸成する。
- ウ 道徳の時間や体験活動、人権教育の充実を図る。
- エ 2ヶ月に1回の仲間アンケート（いじめ調査）や「毎日の記録」を活用し、生徒の変化を適切に捉える。
- オ 教育相談の機会を充実させ、生徒と教師の良好な人間関係を築くとともに、日頃から教師が生徒に対して良質なコミュニケーションを提供する。
- カ さまざまな手段でいじめの兆候をいち早く察知し、その情報を毎日行われる「情報交換の会」で話題とし、速やかに情報共有を図る。

② 「対応」に関すること

- ア 「いじめ」が予見、認知された場合には、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- イ 常に被害者の立場に立った対応を心がけるとともに、特に初期対応においては加害者の心情を十分に聞き取り、反省や改心を促す寄り添った対応を心がける。
- ウ 大規模校特有の学年偏重の指導にならないよう、学年の枠を超えて対応する。
- エ 対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。
 - 実態把握の段階
 - ・正確で偏りのない事実調査を行い、全体像を把握する。
 - ・関係職員の速やかな情報共有を行う。
 - 方針決定の段階
 - ・ねらいを明確にし、指導の役割分担を決定する。
 - ・教職員の共通理解を図る。
 - 指導支援の段階
 - ・被害生徒の心情の理解に努める。
 - ・原因の把握に努める。
 - ・加害生徒の聞き取りを十分に行い、十分な反省と改心を行えるよう支援を行う。
 - ・被害生徒と加害生徒の融和に努める。
 - 継続支援の段階
 - ・再発防止のための対策を講じる。
 - ・事後の経過観察を正確に行う。
 - ・関係生徒、保護者への支援を継続する。

③ 「相談」に関すること

- ア 生徒、保護者との信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- イ 教育相談の充実を図る。
 - ・教育相談週間（５月、１２月）
 - ・効果的なチャンス相談の実施
- ウ ＳＣや養護教諭との情報共有
- エ 生徒および保護者に対する外部機関の周知

④ 「連携」に関わること

- ア ＰＴＡ活動、保護者会懇談会、部活動保護者会などあらゆる場面、機会を利用して保護者との連携を十分図る。
- イ 学校だより、学校ＨＰ等を通して、適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。
- ウ 学校警察等連絡協議会を通じ、関係機関との連携を十分に深めておく。
- エ 各小学校といじめに関わる事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど連携の充実を図る。

⑤ 「組織」に関すること

下記組織を設置する

ア 「いじめ防止対策委員会」

開催日 随時

構成 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、当該学年生徒指導担当、当該学級担任、スクールカウンセラー

イ 「中学校区いじめ防止連絡協議会」

開催日 年２回程度（年度の中頃、年度末）

構成 小針小学校 生徒指導担当、東青山小学校 生徒指導担当
青山小学校 生徒指導担当、立仏小学校 生徒指導担当
山田小学校 生徒指導担当、コミュニティー協議会代表
民生委員代表、西区児童福祉係係長、スクールサポーター
スクールガードリーダー
街頭育成委員代表、小針中学校長、小針中学校教頭
小針中学校 生徒指導担当

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、実態把握が困難であり、一度発生すると事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。よって以下の対策を講じる。

① 学校で行う対策

- ア 時代的、社会的な背景から携帯電話やインターネットの利用を禁ずるのは難しく、利用に関する教育をきちんと行った上で利用させることが重要と考える。従って、別に小学校と連携した指導計画を作成する。また、あらゆる機会に望ましいネット利用の仕方を伝え、家庭と連携し、きちんと使えないうちは使わない指導を行う。
- イ 携帯電話、スマートフォンおよびインターネット接続が可能な機器につい

ては校内への持ち込みおよび使用は禁止する。

② 家庭に対して行う対策

ア 入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。

イ 学校だよりなどを利用し、生徒の携帯電話、スマートフォン、PCの利用について保護者の責任および監督の下で行われるよう要請する。

ウ 生徒がSNS等でトラブルを起こしたり、被害を受けた、巻き込まれた等の事態になった場合や、インターネットの過度な利用により、学校生活に支障をきたした場合は、SNSの退会や閲覧停止を保護者に勧告する。

③ いじめ発生時の対応

ア 2のウに準じて対応するが必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携し、速やかに現状が改善されるよう努める。

イ 被害生徒・保護者への支援および、加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事態の推移に関しては特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

3 重大事態発生時の対応について

(1) 重大事態の対処に関する基本方針

いじめは決して許されない行為である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し、対処に当たる。なお、重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

(2) 重大事態とは

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な被害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を負った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 被害生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) 重大事態が発生した場合

- ① 重大事態に関わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともにその概要を速やかに市教委に報告し、その後の対応、調査などについて指導を受ける。
- ② いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものと認められるときは、西警察署と連携して対処する。
- ③ 生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに西警察署へ通報し、適切に援助を求める。